

# 収支報告書

(その1)

(ふりがな)

さかひであきこうえんかい

1 政治団体の名称 坂ひであき後援会

2 主たる事務所の所在地 石川県金沢市上荒屋1丁目333番地1

3 代表者の氏名 坂 秀明

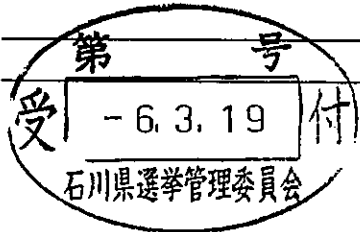
4 会計責任者の氏名 坂 経子

令和 5 年分  
(令和 年 月 日開催分)

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項
<input type="checkbox"/> 政党の支部	の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名 坂 秀明  
(電話) 076-299-7908  
(電話) \_\_\_\_\_  
(電話) \_\_\_\_\_



資金管理団体の指定の有無
<input checked="" type="checkbox"/> 有
<input type="checkbox"/> 無
公職の種類 金沢市議会議員(現職)
資金管理団体の届出をした者の氏名 坂 秀明

国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 _____
公職の種類 _____

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 から	
令和 年 月 まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 から	
令和 年 月 まで	

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	352,954 <sup>円</sup>
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	352,954
支 出 総 額	314,430
翌 年 へ 繰 越 額	38,524

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0 <sup>円</sup>
員 数	0 <sup>人</sup>

(2) 寄 附 (寄附の区分で該当があるものについては(その7)、(その8)、(その9)の内訳を添付すること。)		
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	50,000 <sup>円</sup>	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	302,954	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	352,954	
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕		
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ)	352,954	

※個人からの寄附の内訳専用です。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
	円				
この頁の小計	0				
その他の寄附	50,000				
合計	50,000				

- (注) 1 寄附の内訳は、同一の者からの寄附で、年間5万円を超えるものについて一件ごとに内訳を書くこと。それ以外は「その他の寄附」にまとめて書いてもよい。  
 2 寄附者ごとに名寄せして記載して下さい。  
 3 複数頁にわたる場合は、最終頁にその「他の寄附」と「合計」を記載して下さい。

※政治団体からの寄附の内訳専用です。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		政治団体	
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備考
公明党金沢総支部	236,954	R5. 2. 1	金沢市近岡町108-7		源野 和清	
公明党石川県本部	66,000	R5. 2. 20	金沢市新保本5-119 浅香ビル3F		増江 啓	
この頁の小計	302,954					
その他の寄附	0					
合計	302,954					

- (注) 1 寄附の内訳は、同一の者からの寄附で、年間5万円を超えるものについて一件ごとに内訳を書くこと。それ以外は「その他の寄附」にまとめて書いてもよい。  
 2 寄附者ごとに名寄せして記載して下さい。  
 3 複数頁にわたる場合は、最終頁にその「他の寄附」と「合計」を記載して下さい。

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	0	
(2) 光 熱 水 費	8,290	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	63,255	
(4) 事 務 所 費	77,311	
小 計	148,856	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	32,584	
(2) 選 挙 関 係 費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (ア+イ+ウ+エ)	132,990	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣 伝 事 業 費	132,990	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	165,574	
合 計	314,430	

(注) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、各項目ごとにその額を備考欄に記載すること。その際は、(その16)も記載する必要がある  
ので注意すること。

※資金管理団体及び国会議員関係政治団体のみ作成すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分 光熱水費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0	※ 資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の団体は、この用紙を提出するはありません。			
その他の支出	8,290				
合計	8,290				

(注) 人件費以外の経常経費について、資金管理団体にあっては、1件5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体であっては、1件1万円を超える支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。それより少ない額の支出は一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。

※資金管理団体及び国会議員関係政治団体のみ作成すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分 備品・消耗品費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0	※ 資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の団体は、この用紙を提出するはありません。			
その他の支出	63,255				
合計	63,255				

(注) 人件費以外の経常経費について、資金管理団体にあつては、1件5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体であつては、1件1万円を超える支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。それより少ない額の支出は一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。

※資金管理団体及び国会議員関係政治団体のみ作成すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分 事務所費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0	※ 資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の団体は、この用紙を提出するはありません。			
その他の支出	77,311				
合計	77,311				

(注) 人件費以外の経常経費について、資金管理団体にあつては、1件5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体であつては、1件1万円を超える支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。それより少ない額の支出は一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。



(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 組織活動費 (組織活動費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	円				
この頁の小計	0				
その他の支出	32,584				
合計	32,584				

(注) 国会議員関係政治団体にあつては、1件1万円を超える支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また、1件1万円以下の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。国会議員関係政治団体以外の政治団体にあつては、1件5万円以上の支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また1件5万円未満の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 宣伝事業費 (宣伝活動費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
後援会事務所看板製作費	66,000	R5. 2. 20	(有)美利善	金沢市利屋町チ22	
この頁の小計	66,000				
その他の支出	66,990				
合計	132,990				

(注) 国会議員関係政治団体にあつては、1件1万円を超える支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また、1件1万円以下の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。国会議員関係政治団体以外の政治団体にあつては、1件5万円以上の支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また1件5万円未満の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(注) 該当がない場合でもア～シの各区分の無の□を■と記入すること。

## 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 3 月 19 日

政治団体の名称 坂ひであき後援会

会計責任者の氏名 坂 経子

坂

代表者の氏名

※解散の場合に入力して下さい

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。